

# 春日井市施設予約システム構築業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

## 1 業務概要

### (1) 目的

住民の利便性向上や施設予約受付業務の効率化などを目的に導入した「あいち共同利用型施設予約システム（以下、「現システム」という。）」は、愛知県内自治体で共同利用され、住民の公共施設利用を支える重要な役割を担ってきた。

現システムが令和8年12月末をもって運用が終了することに伴い、本市単独での施設予約システムの調達を行う予定であり、このシステムの調達に当たっては、その構築、運用保守に対する提案を求め、その内容、能力及び経済性を点数化し評価する公募型プロポーザルを採用する。

本要領は、当市にとって最も適切かつ円滑に本業務を実施できる受託候補者を選定するための公募型プロポーザルの実施に関して必要な事項を定めるものとする。

### (2) 業務名

業務名：春日井市施設予約システム構築業務委託

### (3) 業務内容

春日井市施設予約システム構築業務委託仕様書のとおり

### (4) 構築期間、稼働開始予定日 及び 運用期間

春日井市施設予約システム構築業務委託仕様書のとおり

## 2 本業務に係る経費

2,100万円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

※ 本業務に係る経費は、システム構築費及び令和8年度のシステム保守運用費を含む。

※ 参考見積書の金額が上限額を超過した場合は失格とする（10 失格事項 参照）。

## 3 参加資格

プロポーザル参加者は、次に掲げる事項をすべて満たす者でなければならない。

- (1) 公告日から契約候補者特定の日までの間、春日井市建設工事等請負業者指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

- (3) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (4) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により破産の申立てがなされていないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続き開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てをしていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。
- (6) 春日井市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成 24 年 3 月 19 日付け春日井市長、愛知県春日井警察署長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (7) 契約締結日までに令和 8・9 年度春日井市入札参加資格者名簿に登録があること。
- (8) 令和 5 年度から令和 7 年度までの間に、他の地方公共団体において、施設予約システム（ASP/クラウド方式）の元請導入実績があること。

#### 4 質問の受付及び回答

##### (1) 送付期限

令和 8 年 1 月 19 日（月）午後 5 時（必着）

##### (2) 提出方法

あいち電子申請システム（<https://ttzk.graffer.jp/city-kasugai/smart-apply/apply-procedure-alias/sisetsuyoyaku-sitsumon>）により送付すること。

※ 市ホームページの「事業者募集関係（入札公告、プロポーザルなど）」を参照

##### (3) 回答方法

令和 8 年 1 月 26 日（月）までに市ホームページに掲載

#### 5 参加申し込み

##### (1) 申込方法

プロポーザル参加申出書をあいち電子申請システム（<https://ttzk.graffer.jp/city-kasugai/smart-apply/apply-procedure/2706555561488633061>）により送付すること。

##### (2) 申込期限

令和 8 年 1 月 30 日（金）午後 5 時（必着）

## 6 企画提案書等の作成及び提出

### (1) 提出書類・必要部数

① 以下、ア～ケはデータによる提出、カについては別途紙媒体による提出（9部（1部のみ社名を記載））

ア. 会社概要（様式1）

イ. 業務実施体制（様式2）

ウ. 業務責任者及び担当者の経歴等（様式3）

エ. 機能要件一覧表（様式4）

オ. 実装が望まれる機能一覧表（様式5）

カ. 企画提案書（任意様式）

※ 企画提案書等作成要領（別紙1）に基づき作成すること。

※ 紙媒体による提出も併せて行うこと。

キ. 参考見積書（任意様式）

※ 次の2つの経費を算出し、詳細に記載すること。

（ア）システム導入費…本業務に係る必要な経費

（イ）システム保守運用費…システム稼働後にシステムの利用に必要な毎月の経費  
なお、参考見積書の金額が上限額を超過した場合は失格とすること。

ク. 登記簿謄本又は登記事項全部証明書

※ 企画提案書提出時前3カ月以内のものに限る。写し可。

ケ. 最新事業年度の法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書

※ 企画提案書提出時前3カ月以内のものに限る。写し可。

なお、本市の入札参加資格者名簿に登録のある者は、ク、ケを省略することができる。

### (2) 作成要領

企画提案書等作成要領（別紙1）に基づき作成すること。

### (3) 提出期限等

① 提出期限 令和8年2月6日（金）午後5時（必着）

② 提出方法 大容量転送ファイルシステムを用いてデータにて提出  
プロポーザル参加申出書を提出した者には、ファイルアップロード用 URL を送ることとする。

なお、企画提案書（任意様式）については、データの提出とともに春日井市 DX 推進部情報システム課（市役所 6 階）宛てに紙媒体 9 部（1 部のみ社名を記載）を提出すること。

※ 紙媒体での提出は郵送又は持参で行うこと。

※ 郵送により提出する場合は、発送日時及び配達したことが証明できる方法とすること。

※ 持参の場合は、開庁日の午後 5 時までとする。

## 7 審査方法

プロポーザルの審査は以下のとおりとする。

### (1) 参加資格審査

参加資格のうち、満たさない項目がある場合、及び失格事項に該当する場合は失格とする。

なお、プロポーザルの提案者が多数である場合は、企画提案書等の提出書類を下記「8 評価基準及び配点」で示す審査基準に基づいて審査し、高い評価を得た提案者を選考する場合があるものとする。

実施日：令和 8 年 2 月中旬

### (2) 本審査

参加資格審査により選考された者は、施設予約システムについてのプレゼンテーションを実施すること。

なお、プレゼンテーションについては提出した企画提案書をベースに行うこととし、説明中、実際のシステムの画面を投影しながらデモンストレーションを行うこと。

実施日：令和 8 年 2 月 24 日（火）午後 オンラインで実施予定

ヒアリング時間：説明 20 分以内（デモンストレーションを含む）質疑応答 20 分以内

### (3) 審査結果の通知

#### ① 参加資格審査

審査結果をメールにより通知する。

なお、選考された者のみ、第 2 次審査の案内を合わせて通知する。

#### ② 本審査

審査結果を書面により通知する。

## 8 評価基準及び配点

プロポーザルは以下の審査基準に基づき審査する。

審査項目	審査内容	配点
基本事項	・基本的な考え方 ・システム構成	10点
企画提案内容	・ユーザビリティ、アクセシビリティ ・セキュリティ、個人情報保護 ・導入支援 ・運用保守 ・その他	105点
	・機能要件、実装が望まれる機能についての対応状況	60点
総合力	・業務体制 ・スケジュール ・業務実績	15点
	・見積金額	60点
合計		250点

## 9 日程

公示	令和8年1月13日（火）
質問受付締切	令和8年1月19日（月）
質問回答	令和8年1月26日（月）
参加申し込み期限	令和8年1月30日（金）
企画提案書等受付締切	令和8年2月6日（金）
参加資格審査	令和8年2月中旬
本審査	令和8年2月24日（火）午後
結果通知	令和8年2月下旬予定
契約締結	令和8年4月上旬予定
業務開始	令和8年4月上旬予定

## 10 失格事項

本プロポーザルの提案者若しくは提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 提案書等提出期限後に参考見積書内の金額に訂正を行ったもの
- (3) ヒアリング等に出席しなかったもの

- (4) 虚偽の申請を行い、参加資格を得たもの
- (5) 参考見積書の金額が上限額を超過した場合

## 11 契約

契約候補者決定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。なお、その際には、決定された者はあらためて見積書を提出するものとする。

## 12 その他留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効にするとともに、入札参加停止措置を行うことがある。
- (3) 契約者以外の提出書類は、契約締結後に破棄するものとする。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とする。
- (5) 業務実施体制（様式2）に記載した配置予定の技術責任者及び担当技術者は、原則として変更できないものとする。なお、やむを得ない理由により変更する場合には、春日井市と協議のうえ決定するものとする。
- (6) 提出書類について、春日井市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象となる。ただし、提案者が事業を営む上で、正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合がある。なお、プロポーザルの契約候補者決定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については、決定後の開示とする。

## 13 担当部署（提出・問合せ先）

春日井市役所 DX推進部情報システム課 担当：久松、拜郷  
〒486-8686 愛知県春日井市鳥居松町 5-44  
Tel : 0568-86-6124  
メールアドレス : joho@city.kasugai.lg.jp